

No.	質問内容	回答
1	採択通知後、費用を発生させることが出来るNEDOの委託期間は、12月上旬頃からとって良いか。	NEDOの委託期間開始日については、NEDOが受理した実施計画書の提出日から、最大で2ヶ月前の日（実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで遡ることが可能です。実施計画書の提出期限及び具体的な委託期間開始日は、採択通知後にプロジェクト担当部から通知しますので、その指示に従っていただくこととなります。また、経費計上を認める期間については「委託業務事務処理マニュアル」のP.66をご確認ください。
2	複数年度契約のため、今年度の予算は3月末まで執行できるという認識で良いか。	基本的には問題ありません。ただし、費用項目によって費用計上や執行の基準が異なりますので御注意ください。詳細はNEDOホームページにある委託業務事務処理マニュアル「IV. 経理処理について」に記載しておりますので、詳しくはそちらを御確認ください。 (参考) 委託業務事務処理マニュアル IV. 経理処理について <a href="https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2021.html">https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2021.html</a>
3	「研究開発責任者」は代表法人の者でなくても良いか。	研究開発責任者は原則代表法人に所属されている方となります。提案内容全体について適切に管理できる方の選定をお願いします。
4	代表法人以外が個別に提案書を提出するというのも良いか。	基本的には連名提案者による提出書類を含めて書類を1つにまとめ、代表法人から提案書類をご提出頂きますようお願いいたします。 事業化計画書など機微な情報が含まれているため連名提案者からの提出書類を別途提出したい場合は、事前にNEDOへ御相談頂きますようお願いいたします。
5	採択予定件数は？	ご提案の内容や本事業の予算等を勘案して、審査プロセスの中で決定致します。
6	事業期間は5年ということだが、契約は3年+2年で良いか。	NEDOとの委託契約は原則として3年以内であり、更に、中間評価の年度をまたぐことはありません。本事業では、御提案いただいた5年間の計画によって採択を決定しますが、3年目に予定している中間評価にて事業の継続性が確認された後に、残りの2年間を実施するために契約期間を延長する予定です。 詳しくは委託業務事務処理マニュアルのP.11を御確認ください。 (参考) 委託業務事務処理マニュアル <a href="https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2021.html">https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2021.html</a>